

議案第28号

守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例の一部を
改正する条例

守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例（昭和44年守谷町
条例第225号）の一部を別紙のとおり改正する。

平成30年3月1日提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
28号	1

守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例の一部を改正する条例

第1条 守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例（昭和44年守谷町条例第225号）の一部を次のように改正する。

第4条を第7条とし、第3条の次に次の3条を加える。

（運営委員会）

第4条 給食センターの適正な運営を図るため、学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じて、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議する。

（組織）

第5条 運営委員会の委員は、20人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。

（1）市議会議員 2人

（2）学校長 6人

（3）学校医 2人

（4）学校薬剤師 1人

（5）PTAの代表 7人

（6）学識経験者 2人

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第6条 運営委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選とする。

3 委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。

4 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

第2条 守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「20人」を「18人」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成32年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に守谷市立学校給食センター運営規則（昭和44年守谷町教育委員会規則第103号。以下「規則」という。）第3条第2項の

規定により同規則第2条に規定する運営委員会（以下「旧運営委員会」という。）の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日に、第5条第2項の規定により学校給食センター運営委員会「以下「新運営委員会」とう。」の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、この条例の施行の日における旧運営委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この条例の施行の際現に旧運営委員会の委員長である者は、この条例の施行の日に、第6条第2項の規定により、新運営委員会の委員長として定められたものとみなす。
- 4 この条例の施行の日から第6条第4項の規定により委員長の職務を代理する者が指定されるまでの間は、この条例の施行の際現に規則第4条第4項の規定により委員長の職務を代理する者として指定されている者が、第6条第4項の規定により委員長の職務を代理する者と指定されたものとみなす。

議案	頁数
28号	3

提案理由（議案第28号）

提案の理由を申し上げます。

議員の審議会等への参画の辞退について（平成30年1月25日付け守議発第117号）を受け、規則で規定していた運営委員会の設置を条例で規定し、委員から市議会議員を除外するため条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどよろしくお願ひします。

議案	頁数
28号	4

守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正	現 行
(運営委員会)	(新設)
<p><u>第4条 給食センターの適正な運営を図るため、学校給食センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。</u></p> <p><u>2 運営委員会は、教育委員会の諮問に応じて、給食センターの運営に関する重要事項について調査審議する。</u></p>	
(組織)	(新設)
<p><u>第5条 運営委員会の委員は、20人をもって組織する。</u></p> <p><u>2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。</u></p>	
<p>(1) 市議会議員 2人</p>	
<p>(2) 学校長 6人</p>	
<p>(3) 学校医 2人</p>	
<p>(4) 学校薬剤師 1人</p>	
<p>(5) P T Aの代表 7人</p>	
<p>(6) 学識経験者 2人</p>	
<p><u>3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p>	
(委員長)	(新設)
<p><u>第6条 運営委員会に委員長を置く。</u></p>	
<p><u>2 委員長は、委員の互選とする。</u></p>	
<p><u>3 委員長は、会務を統理し、会議の議長となる。</u></p>	



4 委員長が欠けたときは、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指定する委員がその職務を代理する。

(委任)

第7条 (略)

(委任)

第4条 (略)

守谷市立学校給食センターの設置及び職員に関する条例新旧対照表（第2条関係）

改 正	現 行
(組織) 第5条 運営委員会の委員は、 <u>18</u> 人をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。	(組織) 第5条 運営委員会の委員は、 <u>20</u> 人をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者について教育委員会が委嘱する。
(削除) <u>(1)</u> (略) <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) 3 (略)	(1) 市議会議員 2人 <u>(2)</u> (略) <u>(3)</u> (略) <u>(4)</u> (略) <u>(5)</u> (略) <u>(6)</u> (略) 3 (略)